



山村美咲子議員

女性の視点からの
防災対策を！

問 東日本大震災では、既存の防災対策に女性の視点が決定的に欠落している実態が浮き彫りになりました。介護や子育て等の経験を持ち、地域のことをよく知っている女性が災害や復興に関する意思決定に参画することによって、地域の防災力が向上します。「災害に強いまちづくり」に加え、「人にやさしい安心のまちづくり」を！

平岡町長 男女双方の視点に配慮した防災対策は重要である。防災会議における女性の登用等、女性の参画の拡大に取り組んでいく。避難所等の実際の運営には、女性の参画は欠かせないものと考えている。

子育て支援センターの
充実を！

問 シルバー人材センターの子育て支援事業の「ポケット」が平成23年3月末で中止になり、広陵町が運営

する子育て支援センターになります。なかよし広場の開催等の事業を充実し「子育てにやさしいまちづくり」をさらに推進していただきたい。

平岡町長 シルバー人材センターによる事業は国の補助金がなくなることから中止が決定し、町が子育て支援策として、引き続き事業を実施する。単に継続するものではなく、保育サポーターの募集を行い、季節の行事や講習会等を実施し、子育て支援策の充実をしていく。

学校・普通教室の教育環境を
より良くするために

問 近年の夏は記録的な猛暑が続くなか、節電対策が必要とされたこともあって、熱中症に対する適切な対応も併せて求められました。現在、扇風機の設置は実施していただいておりますが、今後更に、児童・生徒の教育環境をより良いものとするため、空調機器の設置、ペアガラスなど整備していただきたいと思えます。今後の取り組みをお聞きます。

安田教育長 現在の設備をさらに効率的に使用し、室温調節の方法などを検討することによって、児童・生徒の身体への負担に配慮した教育環境の実現に務めていく。

意見書

障害者総合福祉法(仮称)の早期制定
を求める意見書

平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行された。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、様々な問題点が指摘されてきたところである。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法訴訟の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たに総合的な福祉法制を実現するとの基本合意を交わした。一方、国連では平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100か国以上が批准を終えているが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていない。これらの課題を受けて、障害者制度改革推進会議での検討を踏まえ、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われた。また8月には同推進会議の総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられた。障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般の提言に沿って、障害者総合福祉法(仮称)を着実に速やかに立法化する必要がある。よって、国においては、下記の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法(仮称)を早期に成立させ、施行するよう強く要望する。

記

- 1 障害者総合福祉法(仮称)制定に当たり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
 - 2 制度を円滑に進めるための地方自治体の財源について配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(送付先) 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣
厚生労働大臣・内閣官房長官

意見書

「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)
の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。しかし日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに答えられるものではありません。世界保健機関(WHO)は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標(障害調整生命年(DALY): disability adjusted life years)を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます(WHOの「命と生活障害の総合指標」による)。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要性に相応しい施策がとられてきていません。こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

(送付先) 内閣総理大臣・厚生労働大臣